

インフルエンザ予防接種受診前の注意事項

予防接種法に基づくインフルエンザワクチンの定期接種が不相当と考えられる方は、予防接種実施規則に以下のように示されています。

< 予防接種実施規則第6条による接種不相当者(抜粋) >

接種当日、明らかな発熱*を呈している者

通常は、37.5 を超える場合をいいます。

重篤な急性疾患にかかっている者

予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者

インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者

過去に免疫不全の診断がされている者

その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

< インフルエンザ予防接種実施要領に基づく接種要注意者 >

心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者

ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

既往などから、接種の判断を行うに際して注意を必要とする方(接種要注意者)がおられますが、この方々は接種禁忌者ではありません。ただし、医師と相談の上、健康状態及び体質を勘案して接種の可否を判断し、接種を受ける際には、改めて十分に効果や副反応などについて説明を受け、十分に理解した上で接種をお受け下さい。また、卵アレルギーをお持ちの方につきましては、近年は高純度に精製されているのでほとんど問題となりませんが、重篤な卵アレルギーがある場合、例えば鶏卵を食べてショックを起こした人などは、接種をお控え下さい。妊娠をしている方につきましては、インフルエンザのワクチンは「不活化ワクチン」で病気を起こす力を持たない死菌ですが、念のため当日は接種をお控え下さい。同様に授乳中の方も接種をお控え下さい。どうしても接種をご希望される方は、当日婦人科の医師にご相談下さい。